

スポーツ安全保険について

スポーツ安全保険は、本庄サーキットの走行者様が任意で加入出来る保険制度です。

サーキット走行には怪我等のリスクがあります。いざというときの為に保険に加入をお勧め致します。

保険制度の概要

傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償 ※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償	突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

補償対象となる事故の範囲

団体での活動中

本庄サーキットが主催をするフリー走行・走行会・イベント中の事故。

団体活動への往復中

本庄サーキット主催のフリー走行・走行会・イベントに参加する方の自宅と本庄サーキットとの通常の経路往復中の事故。

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。

ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

補償内容

		64歳以下	65歳以上
賠償責任	死亡	2,000万円	600万円
	後遺障害(最高)	3,000万円	900万円
	入院(1日につき)	4,000円	1,800円
	退院(1日につき)	1,500円	1,000円
	対人/対物賠償	限度額:合算1事故/5億円	
突然死葬祭費用保険	突然死葬祭費用	限度額:180万円	

対人賠償は1人/1億円までです。

また、自動車事故によって負った場合は、補償の対象となりません。

補償期間

補償期間は、4月1日午前0時から、翌年3月31日24時までとなります。

期間途中からの申し込みでも、料金は一律となります。

掛金の返戻しは行ないません。

適用までの期間

お申込みご入金後最短で3日かかります。

余裕をもってお申込みください。

加入方法

本庄サーキットの窓口もしくは現金書留にて加入申込ができます。

- ①窓口でのお申込み:スポーツ安全保険加入申込書に必要事項を記載し、窓口にて年間掛金をお支払いください。
- ②現金書留:スポーツ安全保険加入申込書に必要事項を記載し年間掛金を同封の上、本庄サーキット宛てにお送りください。

掛金

掛金・登録事務手数料は、新規会員様も継続会員様も同額です。

年齢	保険掛金	登録事務手数料	合計
中学生以下 (特別支援学校高等部生徒含む)	800円	650円	1,450円
高校生～64歳	1,850円		2,500円
65歳以上	1,200円		1,850円

事故のときは

負傷した場合は当日中に当社まで事故の報告が必要です。

負傷の記録がないと保険の請求はできません。

また、事故が発生した際は、別紙「事故通知依頼書」をダウンロードし、

郵送またはFAXにより速やかにご連絡ください。

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、

保険金をお支払いできないことや減額してお支払いすることがあります。

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

スポーツ安全保険に関するお問い合わせ

公益財団法人スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階 TEL:03-5510-0022

お申込み窓口

本庄サーキット

〒367-0224 埼玉県本庄市児玉町高柳883 TEL:0495-72-9611